

(参考)

京都市社会福祉審議会条例の一部改正（案）等の概要
(平成25年9月市会提案予定)

<京都市社会福祉審議会条例の一部改正（案）の概要>

(1) 委員の数の上限を規定

社会福祉法の改正により、社会福祉審議会の委員の定数の上限を条例で定めることができることとなったことに伴い、委員の数の上限について、今後も福祉分野等から広く委員に参画いただくため、これまでどおり50人以内と定める。

(2) 児童福祉に関する事項を京都市子ども・子育て会議に調査審議させるための規定整備

児童福祉法に規定する児童福祉に関する事項の調査審議について、子育て支援や児童福祉に関する事項の一体的な運営や整合性の確保を図るため、京都市子ども・子育て会議に移行させる。

※ 合せて、京都市子ども・子育て会議条例の一部改正も行う。

(3) 専門分科会の権限の強化

審議会が定めるところにより、専門分科会の決議を審議会の決議とすることができる規定を新たに設ける。

(4) 臨時委員の名称変更

特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときに置く委員について、その役割に即した名称とするため、「臨時委員」を「特別委員」に改める。

<老人福祉専門分科会の取扱い>

京都市高齢者施策推進協議会の設置（予定）を踏まえ、老人福祉専門分科会は設置しない。